

岩手県告示第338号

令和元年9月18日付け官報第94号登載保安林の指定施業要件を変更する件（令和元年農林水産省告示第885号）の内容について森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

令和元年10月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 指定施業要件を変更した森林に係る通知の要旨
 - （1） 指定施業要件を変更した森林の所在場所 奥州市江刺梁川字赤部84の5、134の2
 - （2） 所在が不明である通知の相手方 阿部行貴
- 2 通知の内容を掲示した場所 奥州市役所